

技能員（会計年度任用職員）募集要項

公 募

項 目	内 容
1 職名	技能員（会計年度任用職員）
2 任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号
3 任用期間	令和7年10月1日から令和8年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和8年4月1日以降の任用を保障するものではありません。（業務上の必要がなくなった場合、予算の減少・法令の改正等により廃職又は減員する場合等）
4 勤務職場	草加市立八幡小学校（草加市八幡町65） ※ 会計年度任用職員は事務繁忙や欠員が生じた場合に設置されている職であることから、勤務職場の状況等により、年度途中の異動を含め、現在勤務している職場と異なる職場で勤務していただく場合もあります。
5 職務内容	・校舎や敷地内の清掃・修繕・植栽・除草作業、来校者に対する接客、事務的業務など、学校業務全般の支援
6 応募資格 ・受験区分	共 通 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しないこと
	一般選考 本市会計年度任用職員としての経験を問わない
	特別選考 A 上記の応募資格を満たし、かつ、本市会計年度任用職員として技能員業務に従事した経験が通算5年以上ある方
	B 上記の応募資格を満たし、かつ、本市会計年度任用職員として技能員業務に従事した経験が通算10年以上ある方
	C 上記の応募資格を満たし、かつ、本市会計年度任用職員として技能員業務に従事した経験が通算15年以上ある方
7 求められる資格・能力	（求められる能力） ・技能員としての技術や経験があり、迅速かつ丁寧に業務を遂行することができる。 ・心身ともに健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行できる。 ・上司や同僚に適切に報告・連絡・相談を行うことができる。 ・服務規律及び職場ルールを遵守して業務に取り組むことができる。 ・自分の業務を理解し、責任感をもって一生懸命業務に取り組むことができる。
8 勤務時間	週37時間30分勤務（週5日勤務） ・学校業務が行われる月曜日から金曜日：8時30分から17時までの間で1日当たり7時間30分とし、その割り振りは、校長が行うものとする。 ・所定勤務時間を超える勤務の有無 有（業務の必要上やむを得ない場合）
9 勤務しない日	・週休日（日曜日及び土曜日） ・国民の祝日に関する法律による休日 ※行事等により土曜日、日曜日、祝日に勤務を割り振る場合有 ・年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日まで） ・県民の日 ・夏休み等の長期休業日中は、研修等の実施を除き、勤務がありません。
10 休憩時間	60分
11 休暇等	年次有給休暇 等 ※草加市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和2年規則第2号）の定めるところによります。

	受験区分	応募資格	給与額 (時間額は地域手当を含む)
12 給料等	一般選考	本市会計年度任用職員としての経験を問わない	時間額 1, 376 円
	特別選考 (A)	本市会計年度任用職員として技能員業務に従事した経験が通算 5 年以上	時間額 1, 412 円
	特別選考 (B)	本市会計年度任用職員として技能員業務に従事した経験が通算 10 年以上	時間額 1, 441 円
	特別選考 (C)	本市会計年度任用職員として技能員業務に従事した経験が通算 15 年以上	時間額 1, 464 円
	・常勤職員と同様に通勤手当を別途支給 ・一定の要件を満たす場合、期末手当・勤勉手当を支給 ・原則として月の 1 日から末日までの期間分を翌月の 21 日に口座振込により支給		
13 社会保険	公立学校共済組合、厚生年金保険、雇用保険 有		
14 応募方法等	申込書類を下記問合せ先に郵送又は持参してください。 申込書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、申込書類は返却しません。 (1) 申込書類 会計年度任用職員申込書 (2) 申込期限 令和 7 年 9 月 5 日 (金曜日) 17 時 (必着)		
15 選考方法等	・一次選考 (書類審査) 及び二次選考 (面接試験) ・一次選考合格者は面接試験を行います。 ・なお、面接日等詳細については、申込者本人宛てに別途連絡します。 ・選考の結果については、申込者本人宛てに別途通知します。		
16 問合せ	草加市教育委員会 教育総務部 総務企画課 住所：〒340-8550 草加市高砂 1-1-1 電話：048-922-2497 担当：庶務企画係 田村		

- ※ その他の勤務条件等は、草加市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。また、勤務条件等は令和 7 年 4 月時点のものであり、変更になる可能性があります。
- ※ 法改正等に伴う制度変更により、年度途中であっても、給与、勤務条件及び加入する社会保険制度が変更となる場合があります。
- ※ 休職、病気休暇又は欠勤により勤務しなかった日数を合計した日数が、任用期間中の所定の勤務日数又は勤務時間の 2 分の 1 に達している場合、翌年度の再度任用が認められません。